

海老名市 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
海老名市	海老名市全域	令和5年6月1日	令和7年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	509ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	312ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	155ha
うち後継者未定または不明の農業者の耕作面積の合計	88ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.9ha
(備考)	

2 対象地区の課題

＜農業後継者の確保と育成＞ 本市の農業を支えていくためには、後継者の安定的な確保が必須である。 また、将来の農業経営に対しては、継続や拡大の意向がある農家が少なく、今後は離農の加速が危惧される。
＜農地の維持と保全＞ 都市農業を振興するためには、農地の適正管理が不可欠であるが、農業者の高齢化等により、農地は減少し、荒廃農地は増加傾向にある。 また、農業用排水路等の適正な維持管理を図っていく対策が必要である。
＜地場産農畜産物の消費拡大＞ 市内農業の持続的発展のためには、地場産農畜産物の安定的な消費が不可欠である。販売場所や販売方法、販路等の多様化や安定化に向けた取り組みが必要である。
＜災害への備え＞ 近年、全国的に自然災害が発生し、甚大な被害が生じており、自然災害に耐えられる、もしくは被害規模を削減させる事前対策が必要である。あわせて、施設共済等の保険への加入による費用面でのリスクを軽減させることも重要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

5～10年後に中心経営体となり得る新規就農者の受入れを促進する。
農地利用は、中心経営体が担うほか、規模拡大を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進する。
農地中間管理機構や海老名市農業支援センターを活用した集積を促進する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		施設野菜	1.2 ha	施設野菜	1.2 ha	海老名市全域
認農		施設トマト・メロン＋水稻	0.9 ha	施設トマト・メロン＋水稻	0.9 ha	海老名市全域
認農法		露地野菜＋水稻	1 ha	露地野菜＋水稻	1.9 ha	海老名市全域
認農		温室鉢物＋水稻	0.7 ha	温室鉢物＋水稻	0.7 ha	海老名市全域
認農法		水稻(酒米)	0.9 ha	水稻(酒米)	1.9 ha	海老名市全域
認農		施設野菜＋水稻	0.5 ha	施設野菜＋水稻	0.5 ha	海老名市全域
認農		温室鉢物＋水稻	0.6 ha	温室鉢物＋水稻	0.6 ha	海老名市全域
認農		複合経営	1.2 ha	複合経営	1.2 ha	海老名市全域
認農		複合経営	3.7 ha	複合経営	4.0 ha	海老名市全域
認農		露地野菜	2.2 ha	露地野菜	2.2 ha	海老名市全域
認農		温室鉢物・花壇苗＋水稻	0.7 ha	温室鉢物・花壇苗＋水稻	0.7 ha	海老名市全域
認農		施設トマト・メロン＋水稻	0.5 ha	施設トマト・メロン＋水稻	0.5 ha	海老名市全域
認農		施設トマト・キュウリ＋水稻	1.7 ha	施設トマト・キュウリ＋水稻	1.7 ha	海老名市全域
認就		露地野菜	0.5 ha	露地野菜	0.6 ha	海老名市全域
認就		露地野菜	0.5 ha	露地野菜	1.0 ha	海老名市全域
認就		施設野菜	0.2 ha	施設野菜	0.2 ha	海老名市全域
認就		(有機)露地野菜	0.3 ha	(有機)露地野菜	0.5 ha	海老名市全域
認就		露地果樹＋施設果樹	0.3 ha	露地果樹＋施設果樹	0.4 ha	海老名市全域
認農		その他作物(栽培キノコ類)	0.3 ha	その他作物(栽培キノコ類)	0.3 ha	海老名市全域
認就		露地野菜	0.2 ha	露地野菜	0.4 ha	海老名市全域
計	20人		17.9 ha		21.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

注4:経営面積については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、計と内訳が一致しないことがあります。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

関係機関と連携し、新規就農者の確保及び後継者の育成を進めるとともに、中心経営体となり得る農業者の確保に努める。

農業用排水路や農道等の農業基盤施設を適正管理し、生産性の向上や農地の維持・保全を図る。

農地の利用集積を推進し、マッチングを促進する。

必要な取組みを実現するため、市、農業委員会、JAさがみの三者間協定（海老名市農政業務の連携強化に係る協定）に基づき、引き続き密に連携を図りながら各種施策に取組むとともに、市内農業の「ハブ」として期待される農業支援センターも含めて取組む。

5 対象地区における農業における中心経営体の状況

経営体数

法人	2 経営体
個人	18 経営体

内訳

集落営農（任意組織）	0 組織
個人の認定農業者	12 経営体
法人の認定農業者	2 経営体
認定新規就農者	6 経営体
その他の農業者	0 経営体